§１７　被扶養者が死亡したとき

§１７の１　被扶養者取消の手続

被扶養者が死亡したときは、被扶養者申告書に死亡の事実を確認できる書類（埋火葬許可証等）の写し及び資格確認書(交付を受けている人のみ)を添付して、所属所長を経由して提出してください。

※　§７の「被扶養者の認定及び取消」を参照してください。

※　被扶養配偶者が死亡したときは、§７の９の「国民年金第３号被保険者資格喪失手続」も必要です。

§１７の２　給付金の請求

《共済組合》家族埋葬料、同附加金……§１７-001頁
《県互助組合》家族死亡弔慰金……§１７-002頁
《共済組合》家族弔慰金……§１７-002頁

《共済組合》家族埋葬料、同附加金（法第65条第３項、施行令23条の５、運用方針第65条関係、定款第26条、施行規程第112条、運用規則第21条）

１　支給要件及び支給額

被扶養者が死亡したときは、組合員に対し、家族埋葬料として50,000円、同附加金として25,000円が支給されます。

２　給付についての一般的事項

（１）「死亡」とは、自然死のほかに法律上の死亡とみなされる認定死亡・失踪宣言も含みます。

（２）「埋葬」とは、ここでは葬式のことといい、認定死亡等による遺体のない葬式も含みます。

（３）被扶養者の埋葬に当たって、組合員以外の人が埋葬したときでも組合員に対して家族埋葬料が支給されます。

（４）死亡の原因が自殺であっても支給の対象となります。

（５）第三者の行為に基づく死亡について他から葬祭費が支払われるときは、その限度において全部又は一部が支給されません。

（６）任意継続組合員は、「組合員」とあるのは「任意継続組合員」に読み替えて適用します。

３　請求書類

家族埋葬料・同附加金請求書（様式集§17-001頁）　　１部

（添付書類）

死亡の事実を証明する書類（埋火葬許可書の写し等）

《県互助組合》　家族死亡弔慰金（㊁運営規則第18条）

１　支給要件

被扶養者が死亡したときは、組合員に家族死亡弔慰金が支給されます。

２　支給額

（１）　被扶養配偶者の死亡　　30万円

（２）　被扶養配偶者でない被扶養者の死亡　　２万円

３　請求書類

（互）家族死亡弔慰金請求書（様式集§17-001頁）

この請求書は、共済組合と県互助組合の埋葬料関係の共通様式です。共済組合に提出すると県互助組合に請求手続きをしたことになります。

《共済組合》　家族弔慰金（法第72条、運用方針第72条関係、施行規程第116条、第174条、運営規則第21条）

１　支給要件及び支給額

被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき。

組合員に対し、家族弔慰金として標準報酬月額の70/100に相当する額が支給されます。

２　給付についての一般事項

（１）「水震火災その他の非常災害」とは洪水、津波、台風、豪雨、地震、地割れ、がけ崩れ、雪崩、たつまき、落雷、火災等の主として自然現象をいいますが、交通事故その他の予測しがたい事故も含みます。

（２）死亡の原因が予測しがたい事故によるものであるかどうかについては、次の要件に該当するかどうかを勘案して判定します。

ア　その事故による死亡の要素が、客観的にみて、社会通念上予測しがたい不慮の事故であること。

イ　その事故の直後に、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。

ウ　その事故による死亡が原則として、他動的原因に基づくものであること。

※　次のような場合は、「非常災害により死亡した場合」には該当しません。

・風雪や濃霧で通常登山できないような状態にありながら登山し、転落死した場合

・危険地帯とされている海岸で水泳中に溺死した場合

・交通事故により負傷し、病院で治療を受けていたが、事故発生後、数週間経て死亡した

場合（治療方法により回復することも考えられるため。）

（３） 組合員とその被扶養者が同一の非常災害により死亡したが、それぞれの死亡時間が判明しない場合には、先に被扶養者が死亡したものとみなして、家族埋葬料、家族埋葬料附加金及び家族弔慰金を弔慰金とともに組合員の遺族に支給する。（埋葬料は、他に被扶養者で埋葬を行う人がいなければ実際に埋葬を行った人に支給する。）

（４） 任意継続組合員は、「組合員」とあるのは「任意継続組合員」に読み替えて適用されます。

（５） 遺族とは§２３-001頁の遺族の順位と同じ取扱いとなります。

３ 請求書類

支給要件に該当すると思われるときは、請求する前に共済組合へ連絡してください。

（１） 弔慰金・家族弔慰金請求書（様式集§13-001頁）

（２） 事故報告書（様式は共済組合から送付します。）

（添付書類）

死亡の事実を証明する書類（死亡診断書（死体検案書）の写し等）